

七戸町における女性職員の活躍の 推進に関する特定事業主行動計画

第1期（平成28年度～平成32年度）

第2期（令和3年度～令和7年度）

（令和6年2月一部改訂）

令和3年4月

七 戸 町

七戸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月
七戸町長
七戸町議会議長
七戸町教育委員会
七戸町選挙管理委員会
七戸町農業員会
七戸町監査委員

七戸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、七戸町長、七戸町議会議長、七戸町教育委員会、七戸町選挙管理委員会、七戸町農業員会、七戸町監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検・評価等について関係部署と連携し、協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標設定のための把握項目の分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、七戸町長、七戸町議会議長、七戸町教育委員会、七戸町選挙管理委員会、七戸町農業員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

なお、把握する項目は、内閣府令第2条に基づき、以下の7項目とする。

【項目①】採用した職員に占める女性職員の割合

（平成28年度～令和2年度採用者）

| | H28.4.1 | H29.4.1 | H30.4.1 | H31.4.1 | R2.4.1 | 計 |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 男性 | 2 | 3 | 6 | 3 | 2 | 16 |
| 女性 | 5 | 6 | 0 | 2 | 1 | 14 |
| 計 | 7 | 9 | 6 | 5 | 3 | 30 |
| 女性割合 | 71.4% | 66.7% | 0.0% | 40.0% | 33.3% | 46.7% |

（注）再任用職員（採用・更新）は除く

【項目②】 平均した勤続経年数の男女差

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| | 男性 | 女性 | 男女差 |
|--------|--------|--------|-------|
| 平均勤続年数 | 18.3 年 | 15.0 年 | 3.3 年 |

(注) 任期に定めのある職員(任期付職員、再任用職員及び臨時・非常勤職員)は除く

【項目③】 取得職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

(平成 30 年度 単位:時間)

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 実績 | 3.7 | 5.1 | 3.9 | 3.9 | 5.4 | 7.3 | 6.6 | 4.9 | 3.7 | 3.9 | 6.6 | 9.0 |

【項目④】 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| | 管理職 | 男性 | 女性 | 女性割合 |
|-----|------|------|-----|------|
| 職員数 | 21 名 | 20 名 | 1 名 | 4.8% |

(注) 管理職: 課長級の職員

【項目⑤】 各役職段階に占める女性職員割合

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| | 総数 | 男性 | 女性 | 女性割合 |
|------|------|------|------|-------|
| 課長補佐 | 26 名 | 26 名 | 0 名 | 0.0% |
| 総括主幹 | 41 名 | 19 名 | 22 名 | 53.7% |

【項目⑥】 男女別の育児休業取得率

(平成 30 年度)

| 男 性 | | | 女 性 | | |
|-------------|-----------|-----|-------------|-----------|------|
| 育児休業取得可能職員数 | 育児休業取得職員数 | 取得率 | 育児休業取得可能職員数 | 育児休業取得職員数 | 取得率 |
| 5 名 | 1 名 | 20% | 1 名 | 1 名 | 100% |

(注) 1 育児休業取得可能職員: 平成 30 年度中に育児休業が取得できることとなった女性職員及び、平成 30 年度中に新たに子が生まれた男性職員

2 育児休業取得職員数: 1 のうち、平成 30 年度末までに育児休業を取得した職員

【項目⑦】 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

(平成 30 年度)

| | 男 性 | | |
|------------|-----------|---------|------|
| 休暇区分 | 休暇取得可能職員数 | 休暇取得職員数 | 取得率 |
| 配偶者出産休暇 | 5 名 | 4 名 | 80% |
| 育児参加のための休暇 | 5 名 | 5 名 | 100% |

(注) 休暇取得可能職員: 平成 30 年度中に新たに子が生まれた男性職員

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成に向けた取組と実施時期

3. の把握項目の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、目標達成に向け取組を実施する。

なお、この目標は各任命権者の共通した目標として位置付けるとともに、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

《目標1》

令和7年度までに、課長及び課長補佐への女性職員の登用率について、

- ・ 課 長 10%程度以上（2名以上）
 - ・ 課長補佐 25%程度以上（7名以上）
- を目指します。

【項目④、⑤】の分析結果により、当町における管理的地位にある職員に占める女性職員は極めて低い状況であることから、女性職員の課長及び課長補佐への登用について、積極的に推進し、女性職員の活躍の場の拡大に努めます。そのためにも、女性職員を対象とする外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）や、国・県等の実務研修生として積極的に派遣し、また、ハラスメント防止に関する意識啓発、周知等を行います。

《目標2》

令和7年度までに、男性職員の育児参加のために、

- ・ 育児休業を取得する男性職員（1週間以上取得）の割合を85%以上
- ・ 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合100%を目指します。

【項目⑥、⑦】の分析結果により、当町においては男性職員の育児休業取得率が低い状況にあることから、男性職員に対して男性の家事、育児等への参画を引き続き促す取組を実施します。また、育児休業等を取得したことのみによって、昇格・昇任に不利益にならない取り扱いとなっていることの周知徹底を図り、取得しやすい環境整備に努めます。